ＪＵ三重協会員にご入会頂くと
車の登録がこんなに便利！

県内登録、県外登録どちらもOK!

協会員の場合（JU三重へ依頼）

◎書類・ナンバー等をＪＵ三重へ持込み
または送付するだけで登録できます。

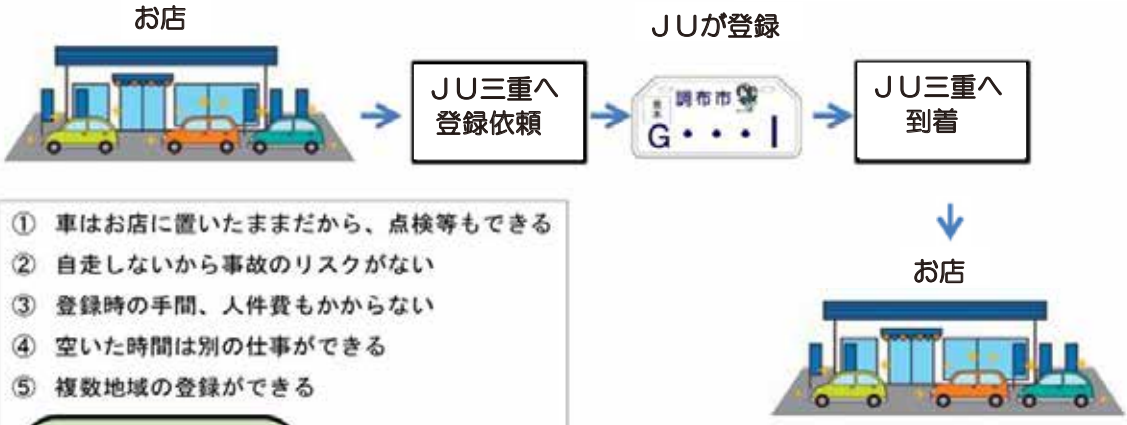

① 車はお店に置いたままだから、点検等もできる
② 自走しないから事故のリスクがない
③ 登録時の手間、人件費もかからない
④ 空いた時間は別の仕事ができる
⑤ 複数地域の登録ができる

安心！経費減！
簡単の三拍子！
封印会員に入って
本当に便利。

ナンバー、封印をお店にお届け
自社にて封印を打てます！

非会員の場合（自社で登録）

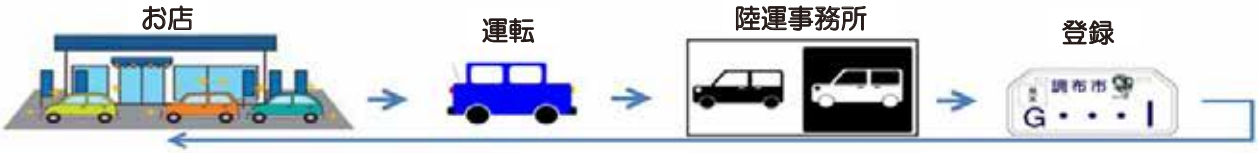

① 経費（ガソリン代、高速代、人件費）がかかる
② 事故のリスクがある
③ 複数地域の登録が大変
④ 時間がない

移動中は、常に 事故のリスクあり

心配！手間！
経費も掛かる・・・
協会員に入っておけば・・・

詳しくは、下記までお電話下さい！

三重県中古自動車販売商工組合
〒514-0303
三重県津市雲出長常町1124-1

ＴＥＬ　059-234-8996
ＦＡＸ　059-234-9431

営業・登録担当までお問合せ下さい。

47都道府県すべての登録が可能です！

※（一部離島は不可）

JUショップの皆様へ

JU協会が実施している封印取付け業務は道路運送車両法に基づき運輸支局長から受託した公益的な事業です。
JUショップの皆様におかれましてはJUが定めたルールに基づき封印取付け業務の適正運用をお願いします。

1 車台番号・車検証・ナンバープレートの同一性を厳重に確認の上、封印を取付けてください。

特に、複数の自動車にナンバープレートを取付けるときは、間違ってナンバープレートを取付けてしまう恐れがあります。道路運送車両法の趣旨からいっても、ナンバープレートの取付け間違いは絶対にあってはならないことです。

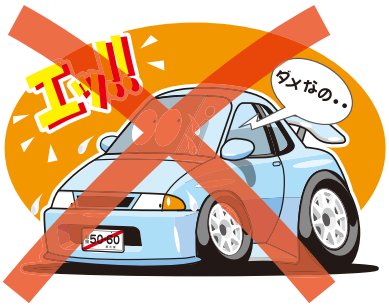

2 JU協会に封印取付け業務の申込みを行ったら、当該自動車は新ナンバープレート・封印の取付けが完了するまで、あらかじめ届け出た展示場から移動することはできません。

JU協会にナンバープレート・車検証などの登録手続きに必要なものを引渡した時点で、当該自動車を移動することはできません。JUの封印取付け業務では、あらかじめ届け出た展示場において、新ナンバープレート・封印を取付けることが義務付けられています。当該自動車は、回送運行ナンバーによる運行も禁じられています。

3 JU協会に封印取付け業務を申込中の自動車はオークションに出品することはできません。

2のとおり、新ナンバープレート・封印の取付けが完了するまで当該自動車を移動することはできません。特に、JU協会から受け取った新ナンバープレートや封印をオークション会場で取付ける行為や、落札店に新ナンバープレートや封印を引き渡す行為は、JUが実施している封印取付け業務においては、固く禁じられています。

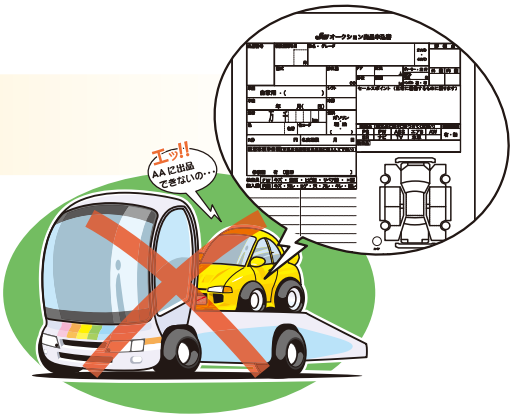

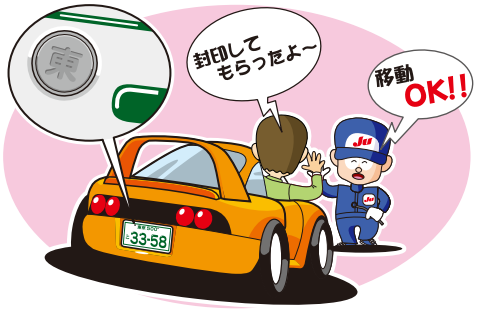

4 抹消する予定の自動車であっても、JU協会から受け取った新ナンバープレートや封印は必ず当該自動車に取付けてください。

JUの封印取付け業務は、新ナンバープレート・封印を自動車に取付けることを目的としています。抹消に伴いナンバープレートを運輸支局に返納する予定の自動車であっても、JU協会から受け取った新ナンバープレート・封印は必ず取付けてください。

以上の4点を必ず遵守してください。
遵守いただけない場合は、行政からの指導により、JUの封印取付け業務を利用することはできません。